

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	(第4章)外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育
<b>Author</b>	矢野 裕俊
<b>Citation</b>	URP「先端的都市研究」シリーズ. 26巻, p.29-37.
<b>Published</b>	2021-03-15
<b>ISBN</b>	978-4-904010-41-9
<b>Type</b>	Book Part
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学都市研究プラザ
<b>Description</b>	外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ：生活支援と進学 の課題
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20210430-005

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

## 第4章

### 外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育

矢野裕俊

#### 1 はじめに

2020年3月に刊行された「先端的都市研究」シリーズ22『外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ』では、大阪市の東部地域における小中学校での外国にルーツを持つ子どもに対する日本語と教科学習指導、学習支援の取り組みについて行った調査結果を報告した。その続編に当たる本号では、進学をはじめとした高校教育に焦点を合わせて、全国的な状況を俯瞰しつつ、問題点と課題を探ることとする。

なお、ここでは昨年発行のブックレット同様に、教育上あるいは生活上の課題を抱える子どもを「外国にルーツを持つ」生徒という表現を用いることとするが、一括りにする表現がないからである。行政では「日本語指導を必要とする」生徒という表現がよく用いられ、それが対象となる子どもの状況を把握するうえで役立てられてはいるが、必要なのは日本語指導に限られない。子どもが日本で教育を受けるうえで不利を強いられるという状況は国籍、出生地、生育場所、文化、言語の違いによらず多様であるが、ようやくそれが可視化され、問題として取り上げられるようになってきた。

高校教育は義務教育ではないものの、現代社会で生きていくうえで必要な普通教育と専門教育を行う学校段階としてほぼ99%に達する進学率にみられるように、10代後半の若者のほぼ全員が進学するに至っている。ところが、外国にルーツを持つ生徒の高校進学率は6割程度という報告もあるように、かれらにとって大きな関門となっている。本章では、外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育の問題を、高校進学と入学してからの特別な配慮という二つの点から考えてみたい。

## 2 高校への在籍状況

文部科学省が実施した 2018（平成 30）年の調査によれば、公立学校（小・中・高校等）の「日本語指導が必要な児童生徒」は外国籍の者が 4 万人を超え、日本国籍の者も 1 万人を越えており、合わせて 5 万 1 千人に達していることがわかる。日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況は、現在のところ地域的に偏在しており、愛知県が 1 万人を超えて突出しているが、次いで神奈川県、東京都、大阪府、静岡県と続いている。高校に限ってみると、外国籍生徒数は 3,677 人、日本国籍生徒数は 495 人であり、全体の約 8 % である。このように高校に在籍する者は今なお比較的比率が低く、かれらが抱える課題が十分に知られているとはいいがたいのが現状である。

日本語指導が必要な児童生徒には、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるために、「特別の教育課程」を編成・実施するという制度が設けられている。これは主に日本語指導担当教員が日本語指導を行うというものである。小中学校では、こうした教員の配置が児童生徒 18 人に 1 人の割合で配置することも制度化されているが、高校段階では該当する生徒数が少ないために、こうした人員配置が行われていない状況もある。

## 3 高校教育が果たす役割

高校教育は義務教育とはされていないが、産業構造が大きく転換し、サービス産業のウェイトがかつてなく高まり、知識基盤型社会の到来と言われる今日にあって、高校卒業程度の学力が求められるようになってきている。かつて半世紀以上前の 1960 年代に、鉄鋼業などの基幹産業を担う労働力に求められる学力レベルとして、高校教育が「国民的共通教養の必要最小限」（宮原、1966）を保障するものと考えられた。日本社会で暮らし、働くうえで高校教育をとおして身に付けることは不可欠である。現在は高度経済成長のまったただ中の当時とは、時代状況も、求められる学力の内容も、大きく異なっているものの、高校教育が果たすべき役割は、今日ではむしろよりいっそう大きくなっているといえる。

2020年に世界を覆ったコロナ禍に直面する中で、中央教育審議会の高校教育ワーキンググループは「高等学校が学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有しているといった、これまで当たり前のように存在していた高等学校の持つ役割・在り方を再認識することとなった」（中央教育審議会、2020）と述べている。この指摘にみられるように、高校教育が果たしている役割はすでに非常に広がっており、学校教育法で高校の目的として定められている「高度な普通教育及び専門教育」を施すことに加えて、中学校教育までの内容の「学び直し」、社会における「居場所」、社会性・人間性を育む場としての機能など、様々な役割を担っている。高校教育は、若者がさらにその先に続く進学や就職へと準備する場所であるに留まらず、人々の社会生活を支える重要な支柱としての機能を持つに至っている。こうした高校教育の状況にもかかわらず、外国にルーツを持つ子どもにとって、高校教育が依然として十分に門戸を開かれていないとすれば、それは現代日本の大きな社会問題の一つといえるのではないかと。

#### 4 高校入試における特別な配慮

高校入試において、特別な配慮のはしりは1980年代に始まった「帰国子女特別選抜」であり、その後1990年代には「中国帰国者特別選抜」が導入されるようになった。そして高校入試において、外国人をはじめ外国にルーツを持つ生徒に配慮する必要が意識されるようになったのは、今世紀に入ってからのことであり、都道府県が相次いで取り組んで何らかの制度を導入するようになったのはたかだかこの10年ほどのことである。

高校入試において現在行われている特別な配慮は二つに分かれる。一つは特別措置を講じるというもので、もう一つは特別枠を設けるというものである。「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」による調査においては、これら二つは次のように区別されている。入試特別措置とは、「一般入試を一般の生徒とともに受験する際に、何らかの

措置を受けられる場合の措置」であり、例えば試験時間の延長、漢字にルビ、辞書の持ち込み、小論文の翻訳、問題用紙の拡大コピー、別室受験、注意事項の母語表記、試験教科の削減などである。都道府県や政令都市等の中には特定の措置を講じる場合と保護者等とからの申請に基づき協議により措置を決定する場合とがある。

他方、特別入学枠とは、「特定の高校に、外国人生徒や中国等帰国生徒を対象とした入学枠があり、特別な試験を受けられる場合の枠」を指す。例えば、兵庫県のように県内の3校に特別枠を設け、学力検査でも作文と面接のみを実施しているなどの例がある。

さて、2020年1月現在の調査によると、都道府県、政令都市等における高校入試における特別措置、特別枠の実施状況は表4-1<sup>1</sup>のとおりである。この表では、高校入試の現状を全日制高校と定時制高校のそれぞれで、特別措置の実施、特別枠の実施、特別措置・特別枠の実施、どちらも実施せず、という四つに分類している。

**表4-1 2020年度高校入試における外国人生徒に対する特別な配慮を実施する都道府県・政令都市等の数**

	特別措置	特別枠	特別措置＋特別枠	実施せず
全日制高校	31 7	20 5	12 1	4 2
定時制高校	30 9	7 1	6 0	10 0

この表を見れば、全日制高校について外国人受験生のために何らかの特別措置を講じている地域は47都道府県のうちの31都府県。そのほかに、特別措置の内容を明記している都府県の数であり、申請があれば必要に応じてあることがわかる。特別措置を考えるなど、明確に制度化していなかったりする道県が

<sup>1</sup> 各欄の数字右側が都府県の数、左側が政令都市等の数。調査未実施が1県1市ある。なお、集計上「その他」と分類され、その中身が不明な県・市もあるが、本表には含まれていない。

(出所)「すべての外国につながる子ども若者の教育保障を考えるシンポジウム」(2020年1月13日)における小島祥美氏作成の「2020入試まとめ案」より筆者作成

4、まったく行っていない県が10ある。

設置する高校に特別枠を設けているのは18都府県で、両方ともに実施しているのは12都府県である。特別措置と特別枠の両方を制度化しているのは12都府県である。外国人生徒の入学に特別措置と特別枠のどちらがよいか、という問題は一般論で答えることは難しい。特別枠が設けられるのは、その地域の一部の学校に限られているので、現状では特別措置と特別枠の併用で対応するのが妥当な考え方であると思われるが、その二つの併用は全都道府県の4分の1に留まっているのである。

## 5 高校進学後の学習に伴う困難

次に、高校進学「の入口」ではなく、入ってからの問題に目を向ける。入学した高校生は卒業に至っているのだろうか。文部科学省が実施した調査<sup>2</sup>によると、日本語指導が必要な高校生等(中等教育学校生徒を含む)の中退率は2017年度で9.6%(全高校生等では1.3%)とほぼ1割に達している。こうした中退率の高さはその後の調査の結果を見ても改善されてはいない。このように中退率が高い理由は次の三つの面から考えられる。

まず第一は、経済的な理由である。外国人生徒家庭の厳しい経済状況が教育を受ける機会を遠ざける大きい理由であることはつとに指摘されてきた。発給されたビザが「家族滞在」では奨学金の受給資格要件を満たさないという問題もあり、外国人生徒にとっては奨学金を得て教育を受けるという道が狭いという現実がある。

第二に挙げられる理由は、高校教育の内容面であろう。学習言語として高校段階に求められる日本語のレベルは高く、日本に来てからの年数の短い外国人生徒が首尾よく高校へ進学したとしても一般生徒に混じってカリキュラムを履修することは容易ではない。小中学校だけでなく高校でも「特別の教育課程」を編成することは可能だが、現状ではそうした教育内容面での配慮は小中学校

---

<sup>2</sup> 文部科学省総合教育政策局(2018)『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について』

と比べても格段に不十分である。

第三の理由として挙げられるのは、学校がもつ文化やそこでの人間関係である。日本の高校にもある同調性を暗黙裏に強いる文化は、それに適応することが難しければ外国人生徒にとっては馴染みにくく息苦しいもの感じられる。また、校内で圧倒的に少数である外国人生徒が友人関係をうまく作れず、孤立して学校に居場所を持たなくなる、ということも起こりやすいのである。

外国人をはじめとする外国にルーツを持つ生徒たちが高校で学び続け、課程修了をステップとして次の進路を切り開くことを支援するうえで、その阻害要因となっているこれら三つの理由を解消することは急務である。

また、文部科学省調査の結果から高校卒業後の進路に注目すると、大学や専修学校への進学と就職という二つの進路がある。進学については、「日本語指導が必要な高校生等」の進学率は42.2%と、全高校生等の71.1%より30ポイント近くも低い。就職率は34.8%だが、そのうちの40%を非正規就職者が占めている。そして卒業にまで至りながら、進学も就職もしていない者の比率が18.2%と、全高校生等の6.7%を大きく上回っている(文部科学省、2018)。高校を卒業した後、進学するのに明らかな困難があり、就職しても非正規雇用となるケースが多く、しかも進学も就職もしない者が2割近くに及ぶという進路状況は、外国人生徒にとっての高校教育の意義やそのあり方を考える糸口にならない。

## 6 高校教育充実施策の現状と課題

外国にルーツを持つ生徒のための高校教育の充実 日本の教育における重要課題の一つとして、ようやく認識されるようになってきた。文部科学省でもこの数年、必要な施策の検討を進めてきており、2019年には「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を発足させ、翌年3月には「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)」を得ている。この有識者会議は、外国人の子どもが共生社会の一員として、今後の日本社会を形成する存在であることを前提にした検討を行い、報告を行った。その内容は、(1) 指導体制の確保・充実、(2) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善、(3) 修学状況の把握、就

学促進、(4) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実、(5)異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援、と多岐にわたっている。同報告では、これらの5点に関して「速やかに実施すべき施策」と「実現に向けて取り組む課題」に分けて示しているが、その中で高校に関しては、公立高校入学者選抜における先進事例を自治体に提供すること、日本語指導体制の構築や進路指導・キャリア教育に対する国の補助事業の継続。拡充を「速やかに実施すべき施策」として挙げている。また、「実現に向けて取り組む課題」としては「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導方法やその制度のあり方を検討する必要性を示している（外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議、2020）。高校入試における特別の配慮にとどまらず、日本語指導をはじめ入学してからの教育の内容・方法のあり方へと関心が広がってきたことがわかる。

日本学術会議もまた、2020年8月に「外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障—効率高校の「入口」から「出口」まで」という提言をまとめている。その内容は包括的で、改善のための方向性として列挙されている項目を挙げると、(1)実態を知るためのデータの必要性、(2)外国人の高校進学を進めるための改善策（特別枠・特別措置の改善）、高校入学後の支援体制に関する改善策（日本語・学習支援、学習意欲・動機を強める支援、教員・日本人生徒の意識向上）、(4)高校進学後の進学・就職（大学での推薦入学や特別枠による進学支援、在留資格の切り替えや企業の採用努力による就職支援）の四点である。まさしく、「入口」から「出口」まで、そして「出口」の後を考えなければならないことを示唆している。

この「提言」が指摘しているように、「後期中等教育における外国人生徒に関する施策は、義務教育段階に比べて遅れている」（日本学術会議、2020）のである。

まずは、高校への進学を促進するための、入試における特別枠・特別措置の設置をいっそう拡大し、現在の高校の準義務教育状況が外国人生徒にも及ぶようにすることが重要である。そのうえで、入学した生徒が中退に陥らないために、学習意欲・学習への動機付けを高めるために、義務教育段階並みに人員配置を含む制度整備を図ることが重要である。

高校は小・中学校に比べて、カリキュラム編成上の自由度が高い。学校設定



教科・科目を学校独自に設けることもできる。そうした自由度を生かした取り組みが広がることを期待する。すでに、文部科学省も日本語指導を高校の正式な単位科目として認める方針を打ち出している<sup>3</sup>。小・中学校では「特別の教育課程」として日本語を抽出指導することができるが、高校でのその導入は今後の課題として残されており、現在のところ日本語指導は放課後のエキストラの講座に留まっている。

高校教育の機会は外国にルーツを持つ青少年にも等しく提供されなければならない。入試における特別な配慮はもちろん必要である。しかし、受け入れるだけで十分でないことは明白である。かれらのバックグラウンドも、日本での滞在期間も、日本語能力も多様であることを踏まえて、その多様性を受け入れ、かれらにとって意義のある学びができるように「特別の教育課程」といった仕組みをも生かしつつ、生徒の実情に合致した各学校の教育上の手立てが求められている。

そうした各学校の取り組みが活発に展開されるには、国と設置者である自治体によるしっかりとした行政的な後押しが不可欠であり、それにはスピードが求められている。行政による迅速な施策化には正確な状況把握と、先進的な取り組みを進めてきた学校の経験に関する情報共有がきわめて重要である。外国にルーツを持つ青少年に、かれらの将来の礎となるような高校教育をどのように保障するのかという問題は、教育を受ける権利の保障という観点からはもちろん、日本がこれからの社会のあり方として展望しなければならない共生社会の実現のためには、避けて通ることができない応用問題でもある。

### 〔参照文献〕

中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（2020）新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～（令和2年11月13日）  
日本学術会議（2020）「（提言）外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障—効率

---

<sup>3</sup> 日本経済新聞電子版（2020年11月25日20時52分）

高校の「入口」から「出口」まで

認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ (2020) すべての外国につながる子ども若者の教育保障を考えるシンポジウム(2020.1. 13 名古屋 配布資料)[http://me-net.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/01/1.13\\_シンポジウム配布資料\\_\(小島\\_6\\_2020\\_入試まとめ案\).pdf](http://me-net.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/01/1.13_シンポジウム配布資料_(小島_6_2020_入試まとめ案).pdf)

宮原誠一 (1966) 青年期の教育、岩波書店

文部科学省総合教育政策局(2018)『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成 30 年度)」の結果について』